

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の方針

1 都市公園等の整備等の方針

(1) 整備目標

都市公園等の整備目標は、平成32(2020)年において、行政区域人口一人当たり面積を、都市公園で8㎡、これに公共施設緑地を加えた都市公園等で24㎡とします。

表 都市公園等の整備目標

年 次	平成21(2009)年	平成32(2020)年 (目標年次)	平成42(2030)年 (参考)
都市計画公園等	20.4 ha (7.3 ㎡/人)	約 20 ha (8 ㎡/人)	約 20 ha (10 ㎡/人)
都市公園等	52.57 ha (18.9 ㎡/人)	約 59 ha (24 ㎡/人)	約 59 ha (28 ㎡/人)

注-1：市民一人当たり面積は、行政区域人口に対する値

-2：平成21(2009)年の都市計画公園等は、都市計画決定かつ整備済みの公園緑地に鹿田公園（カントリパーク）を加えたもの、都市公園等は、都市計画公園等に公共施設緑地（市条例による公園、港湾整備による公園緑地など）を加えたもの。

-3：平成32(2020)年及び同42(2030)年の都市公園等の面積は、小中学校跡地グラウンド面積を加えた値

(2) 整備方針

ア 都市計画公園等

(7) 住区基幹公園

市民の日常の休息、遊び場、運動などの利用に供するとともに、災害時に一次避難地としての役割を担う住区基幹公園は、不足している地区を対象として計画的に整備します。

また、小中学校跡地グラウンドなどの公共施設緑地を活用し、不足地区の解消に努めます。

(イ) 都市基幹公園

市民の主として運動の利用に供する公園として、江田島市総合運動公園を維持・活用します。

(ウ) 特殊公園等

市民の運動、交流の場など多目的に利用する公園として、鹿田公園を維持・活用します。

(エ) 墓園

北部墓園を維持・活用するとともに、必要に応じて、新たな墓園を整備します。

イ 公共施設緑地等

小中学校跡地グラウンド、多目的広場などを市民の休息、運動などの場として活用します。

良好な都市環境を形成するとともに、市民の休息、交流などの場を確保するため、既設の緑地などを維持・活用します。

国立江田島青少年交流の家、真道山森林公園、鹿川水源地公園、砲台山創造の森森林公園、ヒューマンビーチ長瀬、サンビーチおきみなどの交流・レクリエーション地を、自然とのふれあい、運動、交流などの場として活用します。

2 地域制緑地の指定等の方針

(1) 風致地区等の地域指定

ア 指定目標

風致地区等の長期的な指定目標は、概ね 170haとします。

また、平成32(2020)年までの指定目標は、概ね60haとし、特に良好な景観を構成する緑地を対象として優先的に指定します。

表 風致地区等の地域指定の目標

年 次	平成21(2009)年	平成32(2020)年	長 期
指定面積	—	概ね60ha	概ね170ha

イ 指定方針

指定方針は、次のとおりとします。

表 風致地区等の指定方針

種 別	指定方針
風致地区等	・良好な自然環境、自然景観が形成されている地区のうち、特に風致を維持する必要がある緑地に指定する。

(2) その他の規制による緑地の保全・活用

保全すべき緑地のうち風致地区等を指定しない緑地については、自然公園、保安林、広島県条例に基づく緑地環境保全地域、自然海浜保全地区などの地域指定などにより保全を図ります。

また、市街地・集落内やその周辺の身近な緑地の保全については、市民緑地制度、保存樹・保存樹林などの指定制度の活用を図ります。

さらに、市民参加による森林づくり、里山の保全などの取組みを支援するなど、市民との協働により、森林の保全を図るとともに、自然とのふれあい、体験・学習、レクリエーションの場として活用します。

脚注-1：風致地区は、10ha以上は都道府県・指定都市、10ha未満は市町村が指定します。

風致地区内では、建築、宅地の造成、木竹伐採などを行う場合は、許可が必要になります。

また、風致地区は、都市計画法に基づく地域地区として定められるもので、指定する場合は、都市計画区域内であることが要件となります。

-2：市民緑地制度は、土地・建築物の所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。

都市計画区域内の300m²以上の土地、建築物その他の工作物が対象となり、契約期間は5年以上とされています。土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合に固定資産税などが非課税となるなどの優遇措置が受けられます。

3 都市緑化の推進の方針

(1) 緑化の目標水準

都市公園、公共施設及び市街地内の民有地の緑化の目標は、次のとおりとします。

このうち、民有地の緑化の目標は、計画的に開発された市街地、緑化を推進する必要性の高い地域における一定規模以上の敷地などを対象とするほか、その他の市街地においても目標を達成するよう努めることとします。

表 緑化の目標（緑化率）

区 分		長 期	備 考
都市公園	街区公園	30%以上	・緑化率は、公園面積に対する割合
	近隣公園	50%以上	
	地区公園	50%以上	
	運動公園	30%以上	
	その他の公園	70%以上	
公共施設	都市計画道路	100%	・緑化率は、街路樹のある道路延長の割合
	公共建築物	20%以上	・緑化率は、敷地面積に対する割合
民 有 地	住 宅 地	10～20%以上	・市街地内の民有地が対象 ・緑化率は、敷地面積に対する割合 ・住宅地、商業地は、建ぺい率制限、敷地規模等実情に応じて目標を定めます。
	商業施設	10～20%以上	
	工 業 地	10～20%以上	

注-1：緑化率とは、土地（敷地）面積に対する緑地面積（樹木、芝、草花などで覆われた面積）の割合

-2：都市公園の目標は、緑の政策大綱（平成6（1994）年9月 国土交通省）を参考に設定した。

-3：都市計画道路の緑化率は、道路構造的に緑化の困難な区間を除く。

<参考1>

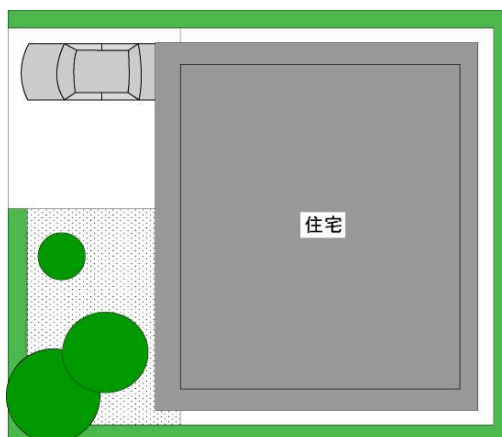
一般的な住宅・宅地における緑化形態を次のように想定し、緑化率を求めると20%程度となります。

- ・敷地面積168㎡（短辺12m，長辺14m）
- ・延床面積125㎡（4人家族の誘導居住面積水準）
- ・建築面積 70㎡（2階建て）

<緑化面積>

- ・前面を除く3辺に幅50cmの生け垣を設置する。
 $\{12.0 + (14 - 0.5 \times 2) \times 2\} \times 0.5 = 19.0\text{㎡}$
- ・前面は、入口を除き幅0.5mの生け垣を設置する。
 $(12.0 - 5.0) \times 0.5 = 3.5\text{㎡}$
- ・庭に樹木を数本植樹（又は芝貼り）する。
 $5\text{㎡/本(低木)} \times 3\text{本(低木)} = 15.0\text{㎡}$
- ・緑化面積：19.0 + 3.5 + 15.0 = 37.5㎡
- ・緑 化 率：37.5 ÷ 168 = 0.223 約20%

【一般的な住宅敷地の緑化モデル】



<参考2>

工場立地法においては、公害・災害の防止、環境への負荷の低減等の観点から「工場立地に関する準則を定め、公表すること」とされ、同準則において、生産施設、緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合などが定められています。この中で、工場敷地の緑化については、緑地率20%以上、環境施設面積率25%以上と定められています。（緑地、環境施設の面積については、工業団地共通施設の面積を、当該工場等の敷地面積に応じて加えることができます。）

- ・緑 地：樹木が生育する10㎡以上の区画された土地で一定以上の密度（10㎡当たり高木が1本以上など）で樹木がある土地、低木、芝などで表面が被われている10㎡以上の土地など。
- ・環境施設：緑地のほか、噴水、池などの修景施設、屋外運動場などの区画された土地で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理されているもの。

(2) 緑化の推進施策

ア 都市公園の緑化

都市公園の快適さと魅力を高めるとともに、周辺の居住環境の向上に資するため、既設の都市公園の緑化を推進します。

また、緑の適正な育成を図るため、樹木の管理体制の充実を図るとともに、市民、民間事業者等と連携した緑の育成等を図ります。

イ 公共施設等の緑化

管理主体となる関係部局、関係機関との連携を図りながら、公共施設等の緑化を推進します。

道路については、歩道への植樹などにより緑化を推進するとともに、樹木等の育成に配慮して透水性舗装等を推進します。

また、栈橋、海岸線沿いの緑地の確保と緑化を推進するとともに、親水護岸の整備などにより、親水性の高い海岸線の形成を図ります。

さらに、下水処理施設、官公庁施設、公共賃貸住宅、教育施設、福祉施設など公共施設等の敷地の緑化を推進するとともに、新たな公共建築物の建設においては、敷地の緑化のほか、屋上・壁面等の緑化の検討など、環境との共生に配慮した施設整備を行います。

ウ 民有地の緑化

住宅地においては、地区計画の活用、緑地協定の締結、市民緑地制度や緑化地域制度の活用等により、塀の生け垣化、敷地への植栽等を促進するとともに、宅地造成に伴う斜面樹林地の保全、造成法面の緑化等を促進します。

商業地においては、地区計画の活用により、建物の壁面後退、敷地内空地の確保とこれらのオープンスペースの緑化を促進します。

工業地においては、地区計画の活用、緑化地域制度の活用、市と民間事業者等の協定の締結等により工場敷地、海岸沿いの緑化を促進します。

また、民間建築物の屋上・壁面等の緑化を進めるための支援を行います。

さらに、土地所有者等に対して、緑化された部分の適切な管理を促進します。

エ 市民、民間事業者等の緑化活動の促進

市民、民間事業者などによる緑化の取り組みを促進するため、活動団体、活動内容などに関する情報提供、団体相互の交流、団体の育成など、取り組みを支援する体制の充実を図ります。

オ 緑化重点地区の緑化

緑化重点地区に指定した地区においては、重点的に緑化施策を講じるとともに、市民、企業などとの協働により、地区の緑化を進めます。

カ 特徴のある景観の創出

緑化の推進にあたっては、本市の気候風土への適合、景観形成上の効果などに配慮して、適切な樹種等の選定を行うとともに、市民等との協働により適切に維持・管理し、特徴のある景観の創出に努めます。

図 実現のための施策の方針図

